

近年、インターネットやスマートフォンの普及により、知りたい情報を誰でも簡単に手に入れたり、世界中の人と気軽にやりとりすることができるようになりました。

その反面、こうした利便性は気が付かない内に犯罪に巻き込まれたり、間違った情報や人権を侵害する書き込みが簡単に拡散するなどの危険性をはらんでいます。

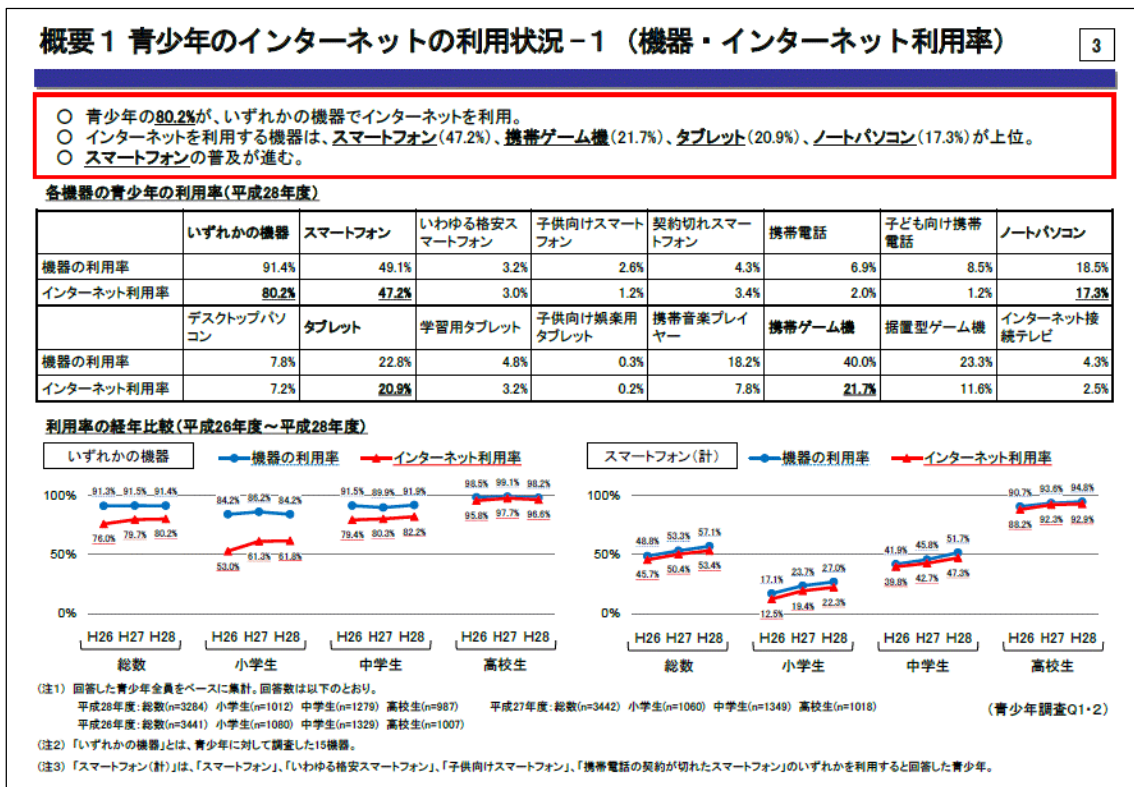
最近ではスマートフォンを所持する小中学生も増えており、それにより、子どもたちの間では SNS を利用したいじめ等の問題や犯罪被害が深刻化しています。

そこで今回は、インターネットの適切な利用について考えていただくため、昨年 12 月に開催したインターネット人権啓発研修会「インターネットと人権～子どもを守る大人の役割～」でご講演いただいた、京都ノートルダム女子大学心理学部 教授の神月 紀輔（こうづき のりすけ）さんの講演内容を紹介します。

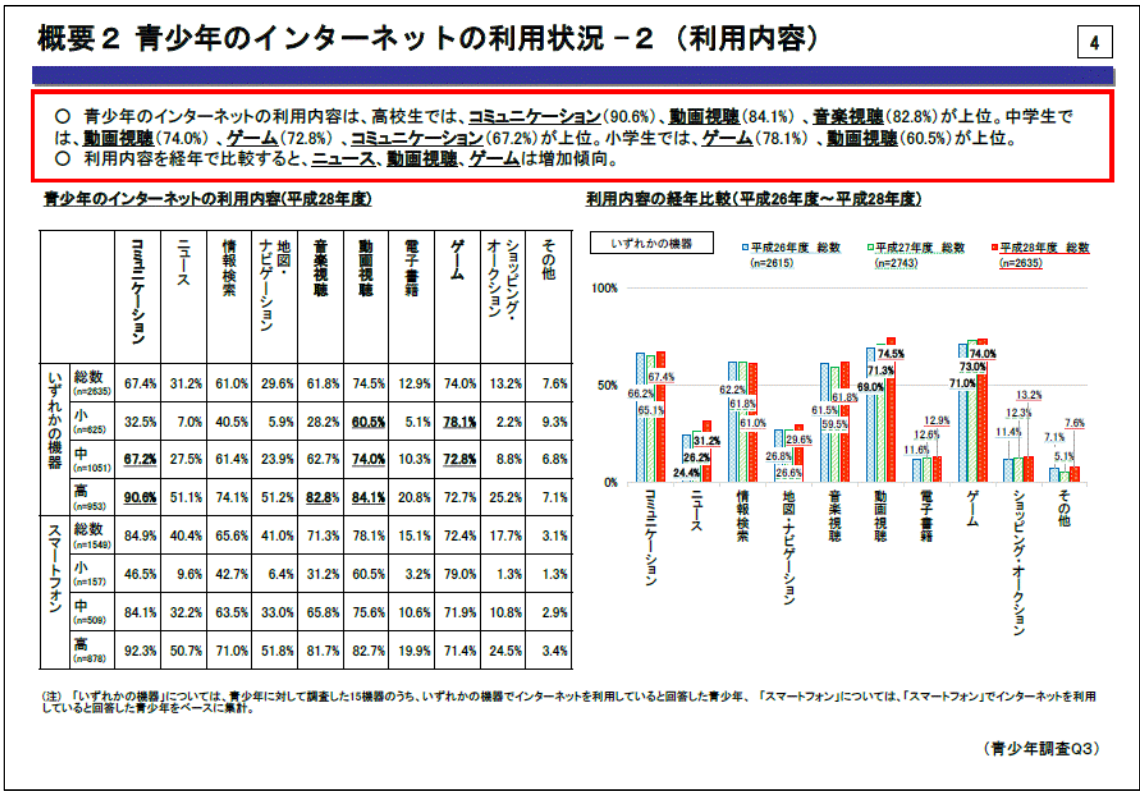
## 特集 インターネットとの付き合い方を考える ～自分も他人も傷つけないために～（前編）

### インターネットを利用している子どもたちの現状

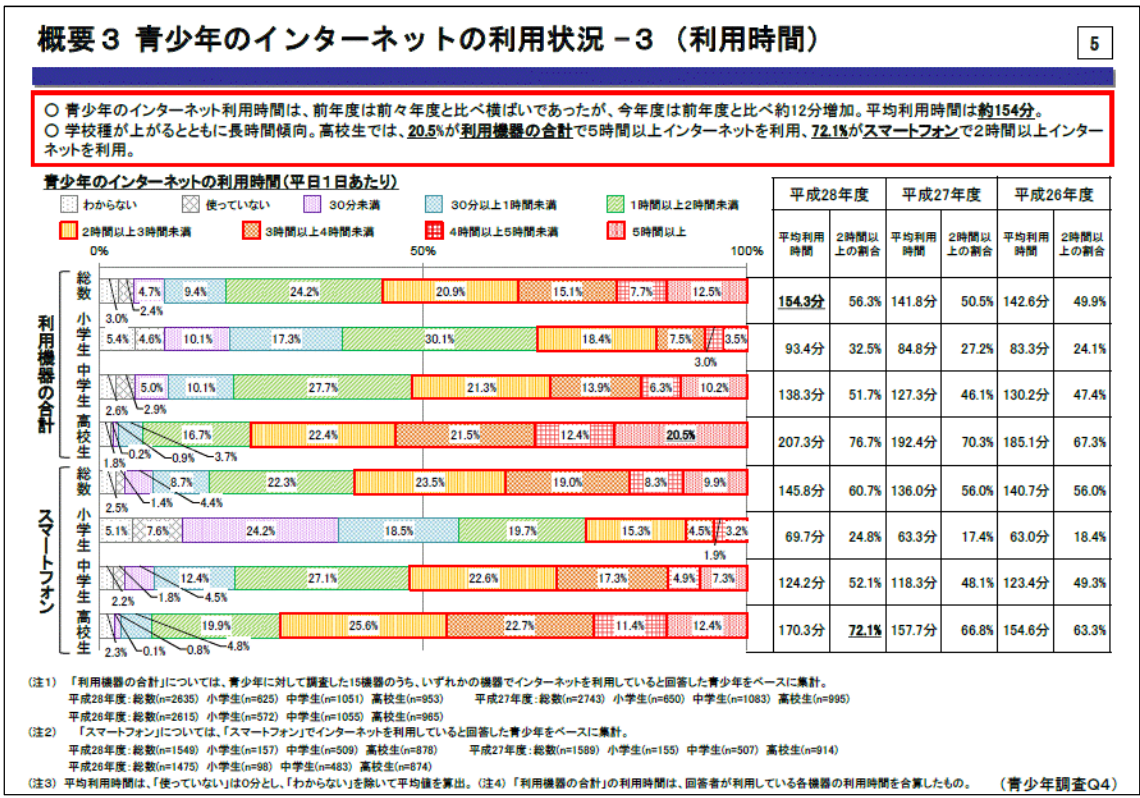
内閣府が毎年公表している、「[青少年のインターネットの利用実態調査](#)」によると、小・中・高校全ての年代で、インターネットを利用できる機器を持っている人が年々増えています。特に、小学生のスマートフォンの所持率はどんどん上がっています。



利用内容を年代別に見ると、小学生はゲームと動画の視聴が多く、中学生になるとそこにコミュニケーションが入り、高校生になるとコミュニケーションが1番多くなっています。いわゆるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を使いながら、ネット上でコミュニケーションを取ることが年齢が上がるとともに増えていきます。



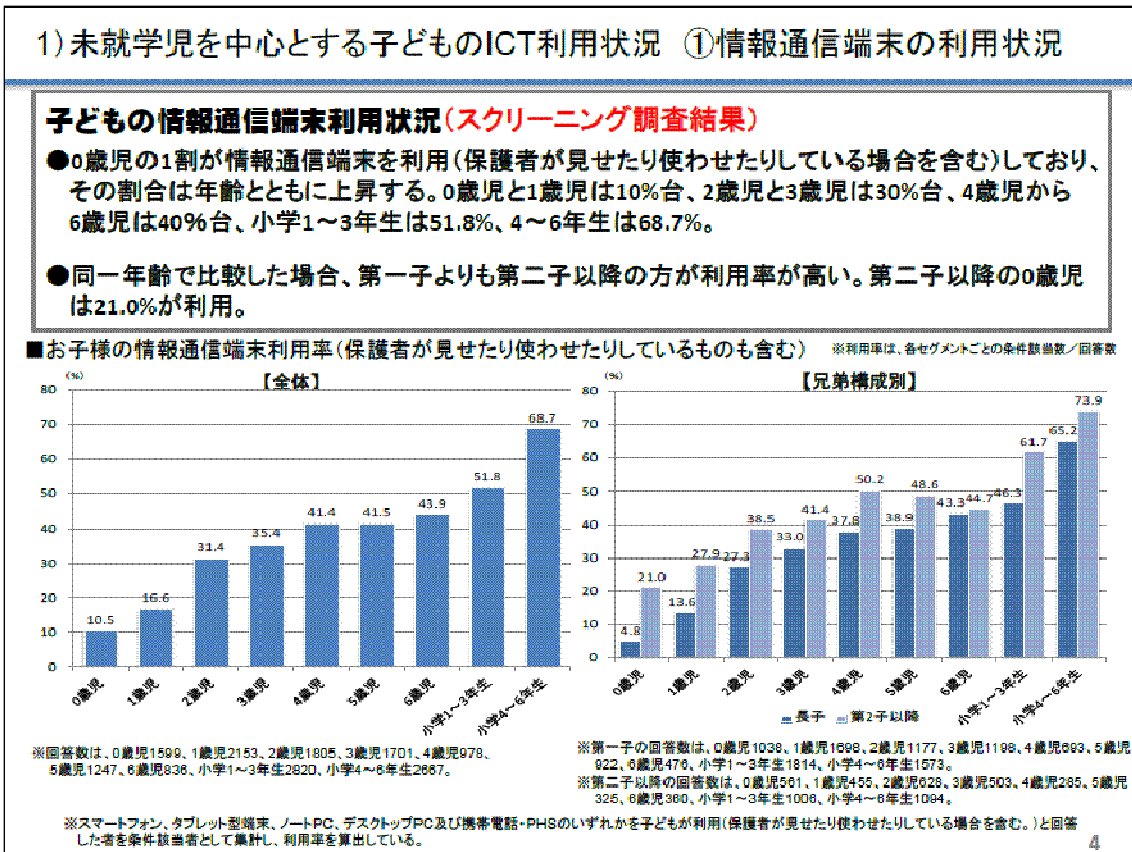
家でインターネットを使う時間は、小・中・高校生全体の平均で150分を超えています。夜遅くに塾から帰ってくる子どもたちも含めて150分使っているということなので、多くの子どもたちが寝不足の状態毎日学校に通っているということも考えられます。



また、赤ちゃんにスマートフォンを見せるためにベビーカーにスマートフォンを固定するホルダーが売れているようで、周囲を観察すると、ベビーカーの中でゲームをやっている子どもがものすごく多いことに気がつきます。このように、知識がなくてもデジタル機械の操作ができる子どもたちのことを「デジタルエイジ」と呼びます。

近年の携帯情報端末は、知識を持たなくても、誰もが簡単に使えるように作られています。そのため、現在ではインターネットを使うことに対するハードルが低くなって、子どもでも簡単に使えるようになり、何も考えずに適当に入力した訳の分からない情報に子どもたちが触れる危険もあります。

2年前に総務省が出した「未就学児等のICT利活用にかかわる、保護者の意識に関する調査報告」によると、0歳児では10%、2歳児では30%近くがインターネットを利用しています。しかし、上に兄弟がいるケースでは利用率が一気に上がり、0歳児のうち、兄弟がいないケースでは4%ほどですが、兄弟がいると20%を超えます。兄弟でなくても、地域のコミュニティーなどでインターネットを使っている子どもたちと一緒に過ごすことで利用率は上がっていきます。



小学生ぐらいからは自分が楽しむために使うようになりますが、それより小さな子どもたちがインターネットを使うのは、外食するときの待ち時間などにおとなしくしているようにスマートフォンで動画を見せられるなど、ほとんどの場合が保護者の都合によるものです。

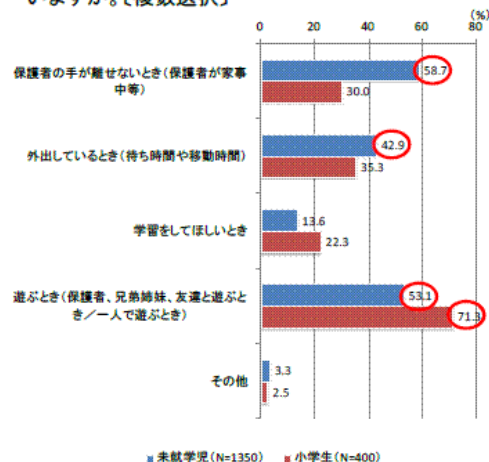
## 2) 保護者の意識 ①利用目的・意図

### 触れさせる理由

●未就学児は、保護者が家事等で手が離せないときが6割(58.7%)、外出しているとき(待ち時間や移動時間)が4割(42.9%)といった、保護者側の事情と考えられるシーンでの利用も多い。

●未就学児の5割(53.1%)、小学生の7割(71.3%)と、いずれも、遊ぶときの利用が多い。

■お子様にはどのようなときに情報通信端末(スマートフォンやタブレット端末等)を使わせていますか。〔複数選択〕



■お子様を情報通信端末(スマートフォンやタブレット端末等)に触れさせる理由としてあてはまるものをお答えください。〔複数選択〕

理由	0~3歳児 (N=750)	4~6歳児 (N=600)	小学1~3年生 (N=200)	小学4~6年生 (N=200)
特に理由は無い	9.1	11.5	24.5	27.0
情報通信端末を使わせていると論理的な思考が身に付きそうだから	2.8	3.2	6.0	4.0
小学校に入ると情報通信端末の操作について学ばなければならないから	4.4	6.2	3.5	0.5
お友達が情報通信端末をもっているから	1.9	2.2	8.0	11.0
スマートフォン、タブレット端末等に触れたがるから	14.0	13.7	13.5	9.0
スマートフォン、タブレット端末等の操作を覚えるから	10.5	19.3	27.5	29.5
利用をきっかけに保護者、兄弟姉妹で会話が出来るから(感想を話す内容を話会)	4.5	8.7	10.5	7.5
アプリで取り扱っている対象(文字、数字、英語、歌等)へ興味/関心が湧くから	15.7	20.8	20.5	13.0
学習ができるから(文字、数字、英語、歌、しつけ等)	25.1	30.5	28.0	29.5
お子様の興味になる(流し止)	56.4	28.0	11.0	6.0
保護者の手が離れる(保護者の手を離れさせない)時間だから(静かになるから)	50.8	47.3	30.0	12.5

10

普段の生活では子どもはいろいろなものに守られています。実際にネットの中に入ってしまうと利用者が大人か子どもかは分かりません。大人は子どもを一生懸命守っているつもりでも、スマートフォンやインターネットを渡してしまうことによって、子どもを守れない状態になっているということです。

本来、インターネットは汎用性の高いアメリカ軍の情報通信網として作られました。当然、子どもが使うことは想定されておらず、責任を持った大人が使うことが前提なので、自己責任で利用することになります。しかし、正しい判断力や節度を身に付けていない人が使い始めている現状があります。



ネット上には正しい情報もあればそうでない情報もあるから、どういった情報なのかちゃんと判断する力が必要だね。

相手の話を聞いたときに、頭の中に何が残るかということを経験した2,000人以上に調べた結果、目から入ってくる情報(視覚情報)や口調や話の早さなど(聴覚情報)は頭に残りやすいが、話の内容(言語情報)は7%ほどしか残らないということが分かっています。

つまり、SNSでやりとりするようなメッセージは7%の情報しかなく、残り93%は勝手に頭の中でイメージを補足することになります。社会経験のある大人なら、メールなどを使うときに、どういう風には書けば相手はどう思うかということを経験しながら書くことができます。しかし、小中学生は自分が普段喋っている感覚で書いてしまうので、誤解の応酬になってしまいます。

以前、男子高校生がプロフ(SNSの一種)に「ギターをやる奴にろくな奴はいない」と書いたことに元同級生の少年が腹を立て、その高校生を殴り殺したという事件がありました。正直「ギターを・・・」

というのは大した文章ではありません。ただ思春期でカチンときやすい年齢で、また文章からは7%の情報しか得られないという状況で、その書き込みをした高校生がものすごく怒っているかもしれないなどと受け手は考えてしまう。そういった被害妄想により恐怖心が煽られ、事件を起こしてしまうこともあるのです。このように暴行事件にまで発展するのは珍しいケースですが、ちょっとしたことで、相手の悪口を言ったりして相手を傷つける行為が毎日のように行われています。

(次号に続く)

★次号(3月号)では「子どもたちがインターネットを利用することにより引き起こされる問題」と「子どもたちの人権を守るために大人に求められること」と「インターネットの利用にあたって心がけてもらいたいこと」について今号の続編(後編)を掲載します。

誰もが安全にインターネットを利用するためには、「大人の意識改革」と「子どもへの正しい教育」が必要です。

昨年度実施した[人権に関する県民意識調査](#)では、インターネットによる人権侵害について特にどのようなことが問題だと思うかという問いに対して、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」(60.8%)、「プライバシーに関する情報が掲載されること」(43.3%)、「子どもたちの間でインターネットを利用したいじめが発生していること」(37.3%)という回答が多く選ばれていました。

その結果も踏まえて、県人権施策推進課では、子どもたちにインターネットとの上手な付き合い方を学んでもらえるように、「[ジンケンダーと3つの約束](#)」というリーフレットを制作し、県内の新中学1年生に配布するなど、インターネットの利用に関するさまざまな啓発活動を行っています。



## 人権カレンダー 2月

### ● サイバーセキュリティ月間

昨今、サイバー空間に起因して、国民の個人情報や財産を始め、実生活に悪影響を及ぼす事例が頻繁に報告されており、被害が深刻化しています。安全・安心な社会を実現するためには、サイバー空間の利用者である国民一人一人が、自ら進んで意識・リテラシーを高める必要があります。このため、政府では、重点的かつ効果的にサイバーセキュリティに対する取組を推進するため、2月1日から3月18日までを「サイバーセキュリティ月間」と定めています。期間中、政府機関はもとより、各種啓発主体と連携し、サイバーセキュリティに関する普及啓発活動を集中的に実施します。

### ● 2月2日～8日 世界異教徒間の調和週間

平成22年(2010年)にヨルダンのアブドゥラー2世国王が国連総会において提唱し、2月の第1週を「世界異教徒間の調和週間」(World Interfaith Harmony Week)とすることが、満

場一致で採択されました。その中では異教徒間の相互理解と対話が、平和を構成する重要な要素であることが再確認され、世界各国で様々なイベントが行われます。

- **2月4日～10日 滋賀県がんと向き合う週間**

2月4日の世界がんデーに世界各国でがんに関する啓発行事が行われることから、滋賀県がん対策の推進に関する条例で決めました。

がんに対する理解を広げるため県内の関係機関・団体が一体になって集中的にイベントや広報活動を行います。

**『第9回滋賀県がん医療フォーラム』**

- **2月20日 世界社会正義の日**

国際連合は平成19年（2007年）の決議で、2月20日を「世界社会正義の日」に制定しました。

平成7年（1995年）に開かれた「世界社会開発サミット」で採択された宣言の内容である貧困の撲滅や、男女同権、労働者の権利といった目標達成に向けた取組の促進を加盟国に働きかけるもので、啓発活動などが行われます。

- **2月21日 国際母語デー**

国際母語デーは、言語と文化の多様性、多言語の使用、そしてあらゆる母語の尊重の推進を目的として、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が平成11年（1999年）に制定しました。

この国際デーは、昭和27年（1952年）2月21日、当時はパキスタンの一部だったバングラデシュの首都ダッカで、ベンガル語を公用語として認めるように求めるデモ隊に警官隊が発砲し、死者が出たことにちなむものです。

**ジンケンダーのちょっと一言**



僕との約束をしっかりと守って楽しく安全にインターネットを使ってほしいのー！